

## さいたま市告示第506号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則（平成13年規則第215号）第13条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月26日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 位置指定道路廃止の概要

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 道路の位置  | さいたま市北区盆栽町386番、387番1、388番1、388番2、<br>389番1、389番2、666番の各一部 |
| (2) 指定の年月日 | 昭和27年7月11日  |
| (3) 指定の番号  | 第8号   |
| (4) 廃止の年月日 | 令和8年3月26日   |
| (5) 廃止の番号  | 第北廃25-008号  |
| (6) 道路の幅員  | 4.00 m  |
| (7) 道路の延長  | 25.20 m   |